

はじめに

やまきたまち しょう う む だれ あんしん ゆた く
山北町では障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して豊かに暮らす
ことのできる ちいきしゃかい じつげん む へいせい ねんど しょうがいしゃきほんほう もと
地域社会の実現に向けて、平成17年度に障害者基本法に基
づく、しょうがいしゃしえん きほんほうしん やまきたまちしょうがいしゃけいかく さくてい
障害者支援の基本方針となる「山北町障害者計画」を策定し、
かくしさく てんかい
各施策を展開してきました。

また、しょうがいしゃじりつしえんほう もと しょうがいふくし そうだんしえんおよ
障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び
ちいきせいかつしえんじぎょう ていきょうたいせい かくほ やまきたまちしょうがいふくしけいかく
地域生活支援事業の提供体制を確保するため、「山北町障害福祉計画」
を さくてい すいしん かんきょう へんか しょう かた
策定し、推進してまいりましたが、環境の変化や障がいのある方の
ようぼう へんか あら かだい たいおう へいせい ねんど き
要望の変化、新たな課題に対応するため、平成18年度から3期にわたっ
て「やまきたまちしょうがいふくしけいかく さくてい しょうがいふくししさく じゅうじつ はか
山北町障害福祉計画」を策定し、さらなる障害福祉施策の充実を図
ってまいりました。

この間、かん くに しょうがいしゃせいどかいかく すいしん なか しょうがいしゃじりつしえんほう
この間、国では、障害者制度改革が推進される中で、障害者自立支援法
の かいせい へいせい ねん がつ しょうがいしゃそうごうしえんほう せいてい へいせい ねん がつ おこな
改正（平成22年12月）や障害者総合支援法の制定（平成24年6月）が行
われ、サービス ていきょうたいせい じゅうじつ はか しょうがいしゃぎやくたい
提供体制の充実が図られてきました。また、障害者虐待
ぼうしほう せいてい へいせい ねん がつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう せいてい へいせい ねん がつ
防止法の制定（平成24年10月）、障害者差別解消法の制定（平成25年6月）
などに ともな しょう かた おお へんかく おこな
に伴い、障がいのある方をめぐる大きな変革が行われてきました。
さらに いちれん ほうかいせい う へいせい ねん がつ しょうがいしゃ けんり かん
一連の法改正を受けて、平成26年1月には障害者の権利に関する
じょうやく しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん
条約（障害者権利条約）が批准されています。

このような じょうきょう なか どうちょう しょう かたとう じ こ けつてい
このような状況の中、当町では、「障がいのある方等の自己決定と

自己選択の尊重「サービスを必要とする方たちへの障害福祉サービスの充実」「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」の3つを基本理念に掲げ「第4期山北町障害福祉計画」を策定いたしました。

当町は、障がいのある方が自らの選択により適切なサービスを利用できるよう、サービスの確保とそれぞれの障がいの特性を踏まえた施策の展開や社会のバリアフリー推進のため、近隣市町村及び県と連携をとりながら、計画的に推進してまいります。

なお、この度の計画策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提案をいただきました障害福祉ネットワーク運営委員会委員の皆さまをはじめ、町民の皆さま、そして関係機関の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成27年3月

山北町長 湯川裕司